

香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

### 香川県広域水道企業団企業管理規程第7号

香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の2 <u>第1種初任給調整手当</u>に関し必要な事項は、企業長が定める。</p> <p>第7条の3 <u>第2種初任給調整手当の月額</u>は、<u>企業長が定めるところにより、基準額（その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して企業長が定める額をいう。）と特定額（採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の企業長が定める職員にあつては、企業長が定める額）並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を企業長が定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）をいう。）との差額を月額に換算した額とする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当に関し必要な事項は、企業長が定める。</u></p> <p>(扶養手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>扶養手当の月額は、条例第6条第2項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）とする。</u></p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の2 <u>初任給調整手当</u>に関し必要な事項は、企業長が定める。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>扶養手当の月額は、条例第6条第2項第1号に該当する扶養親族については3,000円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下この項において「8級職員」という。）にあつては、支給しない。）同項第2号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（8級職員にあつては、</u></p>

3・4 略

(通勤手当)  
第12条 略

2 略

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 1箇月につき、36,300円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて企業長が定める額（短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して企業長が定める職員にあっては、その額から、その額に企業長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）

3,500円)とする。

3・4 略

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 略

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で企業長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、1箇月につき、それぞれ次に定める額（短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して企業長が定める職員にあっては、その額から、その額に企業長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）

が片道5キロメートル未満である職員 2,700円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,500円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 8,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 11,100円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員

(3) 略

3 略

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が企業長が定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（企業長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 1箇月につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として企業長が定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 前各項に規定するもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、企業長が定める。

(宿日直手当)

第18条 宿日直手当の額は、宿日直勤務（就業規則第8条第1項に規定する当直勤務及び同条第3項の規定による同様の勤務をいう。）1回につき、

13,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,500円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,300円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,100円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 27,900円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上である職員 30,700円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して企業長が定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額

3 略

4 前3項に規定するもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、企業長が定める。

(宿日直手当)

第18条 宿日直手当の額は、宿日直勤務（就業規則第8条第1項に規定する当直勤務及び同条第3項の規定による同様の勤務をいう。）1回につき、

5,600円（勤務時間が5時間未満の場合にあつては、2,800円）とする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第26条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当の月額並びに初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）の月額の合計額（条例第23条の規定による給与の減額に係るものにあつては、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に限る。）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから企業長が定めるものを減じたもので除して得た額とする。

5,300円（勤務時間が5時間未満の場合にあつては、2,650円）とする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第26条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額（条例第23条の規定による給与の減額に係るものにあつては、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に限る。）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから企業長が定めるものを減じたもので除して得た額とする。

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。